

インド新論理学派における制限者 (*avacchedaka*) (2)

和田 壽 弘

4

「制限者」という概念は、(1)関係項に存するダルマか、(2)あるものが関係項であるために必要となる関係に適用される。「制限者」から予想される「被制限者」(*avacchinna*)という概念は、(1)のタイプの制限者が存在する関係項に存するダルマに適用される。また、被制限者は関係語⁷⁾に接尾語 'ta' または 'tva' を付加した語によって表される。このような語によって表現されるものは、Ingalls 氏によって「関係的抽象体」(*relational abstract*)¹⁸⁾とよばれた。関係的抽象体の例には以下のようなものがある。*kāraṇatā* (原因性), *kāryatā* (結果性), *hetutā* (理由性, 能証性), *sādhya* (所証性) 等である。

(1)のタイプの制限者とは、関係項に存在するダルマであり、この制限者の機能をまず考察することにしよう。そのために、壺師と壺との関係(「原因性」または「結果性」と呼ばれる関係)を取り上げ、どの壺も必ずいずれかの壺師によって作り出されたものであると仮定しておく。全ての壺に存し、かつ、壺師の製作の結果を壺と認識させるダルマは、壺性(壺であることという性質, *ghaṭatva*)¹⁹⁾である。全ての壺が結果であると仮定されているので、全ての壺には結果性もまた存する。新ニヤーヤ学派では、壺性が結果性の制限者 (*kāryatāvacchedaka*)²⁰⁾であると考えられている。*'ghaṭatvaṃ kāryatāvacchedakam'*²¹⁾という表現は *'kāryatāyām avacchedakam ghaṭatvaṃ'* を意味するとされる²²⁾。壺性は、結果性の基体または存在領域を限ると考えられている。正確には、壺性は結果性を壺性の基体にのみ限っているのである。この意味で、壺性は結果性の制限者であり、結果性が壺性の基体に存するための論理的根拠なのである。結果性、壺性、壺のあり方を次のように示すことができる。

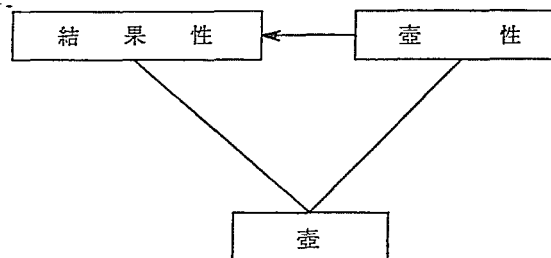


図4

図中の矢印は、制限者を表す長方形から被制限者を表す長方形に向かって描かれている。

壺に存するどのダルマでも結果性の制限者でありうるわけではない。壺は実体であり、地 (pṛthivi) の原子より成るものであるから、壺には実体性 (dravyatva)、地性 (pṛthivīva) が存する。さらに、壺は色 (rūpa) を有するし、ろくろ台の上で回転しているときには回転という運動 (karman) も有する。結果性、壺性、実体性、地性、色、運動、壺のあり方を次の図によって示すことができる。

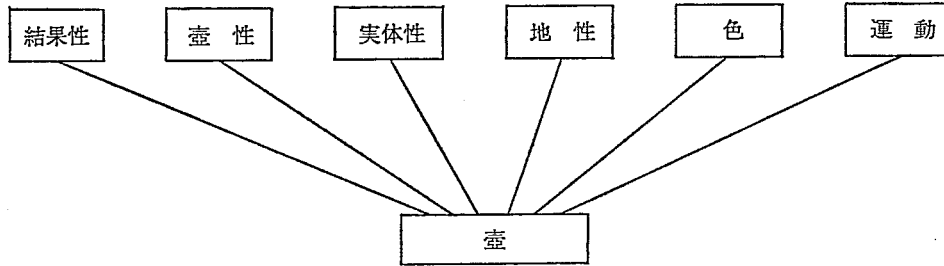


図5

もし実体性が結果性の制限者であるならば、実体性の基体である時間 (kāla)、空間 (ākāśa) も壺師の制作の結果であることになってしまう。なぜならば、制限者と見なされた実体性は結果性を実体性の基体に限っているからである。また、もし地性が結果性の制限者であるならば、花や動物も壺師の制作の結果であることになってしまう。というのは、制限者と見なされた地性は結果性を地性の基体に限っており、花などはそのような地性を有しているからである。もし色や運動が結果性の制限者であるならば、色や運動を有するものも全て壺師の制作の結果であることになってしまう。と言うのは、制限者と見なされた色や運動は結果性を色や運動の基体に限っているからである。こうして、実体性、地性、色、運動が結果性の制限者であるということは、それらの基体である時間などが壺師の制作の結果であることを意味する。換言すれば、壺師が明らかに作り出せないものまでも作り出せることになってしまう。従って、壺に存する実体性などのダルマのうちのいずれも結果性の制限者ではありえない。

もし壺性が結果性の制限者であるならば、結果性の基体全ては壺性の基体であることになる。なぜならば、制限者である壺性は結果性を壺性の基体の中に限っているからである。つまり、最初の仮定と一致して、全ての壺は壺師による制作の結果であることになる。制限者である壺性と被制限者である結果性とのあり方を次のように述べることができる。結果性は壺性の存するところにのみ存する。故に、結果性の基体は壺性の基体である。目下の例により一般化すれば、被制限者の基体は制限者の基体である²³⁾。これを、ダルマとしての制限者の第一の条件と呼ぶことにしよう。

この条件のみが、壺に存する諸ダルマの中から制限者を選び出す唯一の条件ならば、ただ一つのダルマを制限者とすることができない。なぜならば、諸々のダルマもまた制限者として壺にのみ帰属させられうるからである。そして、それらのダルマの基体 (壺) は結果性の基体 (壺) で

あることになる。従って、そのダルマも結果性の制限者である。例えば、壺は、その形態の故に〈ほら貝の如き首を持つもの〉(*kambugrīvādīmat*)とも呼ばれる。〈ほら貝の如き首を持つものであること〉(*kambugrīvādīmatva*)というダルマは壺にのみ帰属し、結果性の制限者の第一の条件を満足する。というのは、このダルマは、結果性の存する全ての壺にのみ存するからである。こうして、壺性に加えて、〈ほら貝の如き首を持つものであること〉も結果性の制限者であることになる²⁴⁾。

しかし、ただ一つのダルマのみが特定の分脈の中では制限者と見なされる。制限者を選ぶ基準は、問題となっているもの即ち関係項がどのようなものとして認識されているかに依存する。即ち、制限者は、問題となっている関係項を特定のものとして認識させるダルマである²⁵⁾。この観点からすれば、結果性の制限者は壺性のみであって、〈ほら貝の如き首を持つものであること〉ではない。というのは、問題となっている関係項(結果)は壺として認識されているのであって、〈ほら貝の如き首を持つもの〉として認識されているのではないからである²⁶⁾。また、目下の関係項(結果)を壺であると認識させるものは壺性だからでもある。さらに、壺師による制作の結果は、実体、地原子より成るもの、色や運動の所有者などとして認識されているのではない。従って、上述の基準によっても、実体性、地性、色、運動などは結果性の制限者ではありえない。この基準を、ダルマとしての制限者の第二の条件と名づけることにしよう。

こうして、第二の条件のもとで選ばれた結果性の制限者は、結果性を全ての壺に限っている。換言すると、結果性の制限者は、全ての壺が壺師の制作の結果であることを示している。この制限者は、壺師と壺の関係にとっての一つの関係項である壺(結果)の量を明らかにしているのである。

壺性が結果性の制限者であるのと同様に、壺師性(*kumbhakarātva*)は全ての壺師に存する原因性(*kāraṇatā*)の制限者である。すでに述べられたように²⁷⁾、原因性または結果性は壺師の集合と壺の集合との間の関係として記述されうる。全ての壺師は、この関係の関係項である。即ち、壺の原因という関係項である。従って、壺師に存する壺師性は、壺師に原因性が存するための論理的根拠である。即ち、原因性の基体は壺師性の基体である。こうして、壺師性は、被制限者(原因性)の基体は制限者(壺師性)の基体でなければならないという〈制限者の第一の条件〉を満足する。さらに、壺の原因は、壺師性の所有者、即ち、壺師として認識されている。こうして、制限者である壺師性は問題となっている関係項を特定のもの(壺師)であると認識させるダルマでなければならないという〈制限者の第二の条件〉をも満足する。原因性、結果性、それらの制限者、壺師、壺のあり方を次の図によって示すことができる。

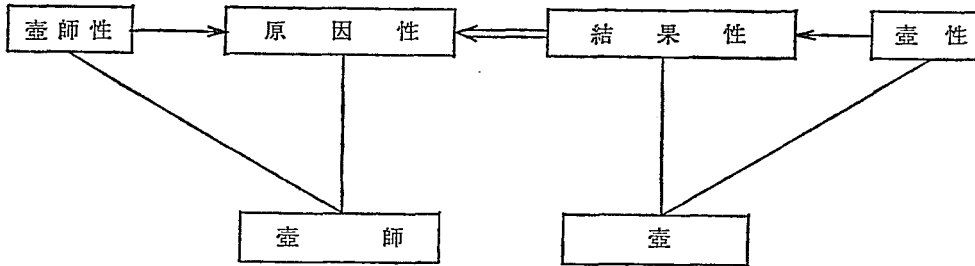


図 6 28)

5

第二のタイプの「制限者」、即ち、関係に適用される場合の「制限者」をここで取り上げよう。この場合の関係には二種類ある。関係の伝統的下位区分である (a) 存在性定立関係 (vṛttiniyāmakasambandha) と (b) 存在性不定立関係 (vṛttyaniyāmakasambandha) である²⁹⁾。如何なる関係もこの二種類のいずれかに分類される。存在性定立関係とは、 x が関係 r に基づいて y に存在する場合の r である。例えば、火が山にある場合、火は結合関係に基づいて山に存する。この場合、結合関係は存在性定立関係である³⁰⁾。存在性不定立関係とは、 x が関係 r に基づいて y に存在していない場合の r である。例えば、地面に立つ人が手で木に触れている場合、人と木との関係は結合関係である。ところが、この場合の結合関係は、人が木に存在しているわけではないので、存在性不定立関係である³¹⁾。(a) 制限者が存在性定立関係である場合と (b) 存在性不定立関係である場合とを、それぞれ第 5、6 節で扱うことにしよう。

制限者が存在性定立関係である例は「あの山は火を有する。煙の故に」という推論式を取り上げた場合にみられる。そこでは、存在が証明されようとしているもの、即ち所証 (sādhya) は火である。所証の存在証明の根拠となるもの、即ち、理由 (hetu) は煙である。煙が山に存するダルマであるから、そのダルマによって同じ山に火の存在は証明される。この場合、煙が理由でなければならぬから、煙の有する煙性 (dhūmatva) は、理由性 (hetutā) が煙に存するための論理的根拠である。煙に存する理由性は必ず煙性ととともに、煙と呼ばれるダルマに存する。こうして、煙性が制限者である場合、被制限者(理由性)の基体は制限者(煙性)の基体でなければならぬという<制限者の第一の条件>は満たされる。さらに、山に立ち昇るものが山に火の存在を証明するためには、立ち昇るものは煙として認識されていなければならない。もし山に立ち昇るものが単に黒いものとして認識されていたならば、それは山における火の存在を証明できない。黒いものが存在するところに必ず火が存在するというは真ではないからである。例えば黒猫を見たとき、黒猫とともに火が常に観察されるわけではない。いま問題となっている、山に立ち昇るものを、煙として認識させるダルマは煙性である。従って煙性が制限者である場合、制限者は問題となっているものを特定のものとして認識させるダルマであるという<制限者の第二条件>

は満たされる。こうして、煙性は制限者の二つの条件を満足し、理由性の制限者と見なされる。

上述の推論式の場合、山に火の存在が証明されるのは、山に立ち昇るものが煙だからと言うだけではない。山と煙との間に関係が存在しうるからでもある。もし山と煙が相互に関係づけられていなければ、煙は妥当な理由では有り得ない³²⁾。従って、山と煙の関係も、煙が理由であるための論理的根拠なのである。つまり、この関係によっても煙に理由性が存在しうると考えられているのである。上述の推論式を妥当であるとする人は、山と煙との関係を結合関係と考え、内属関係などであるとは考えない。もし山と煙の間に内属関係を想定しようとするれば、山に煙が立ち昇るということを確認することができない。なぜならば、新ニヤヤー学派では、山と煙とは内属関係によって関係づけられえないからである³³⁾。この場合には、山に火は存在しないことになる。この結果、煙によって山に火の存在を証明することは不可能となる。このように、もしその推論を行う人が山と煙との間に内属関係を想定するならば、煙は理由として機能できない。ところが、もし山と煙との間に結合関係があるとすれば、煙は上述したごとく理由として機能することができる。つまり、結合関係は煙が理由であるための論理的根拠である。即ち、煙に理由性が存するための論理的根拠である。従って、結合関係は目下の推論式の場合、理由性の制限者である³⁴⁾。

上述の場合のごとく、関係が制限者である場合、それは制限的關係 (avacchedakasambandha) と呼ばれる。壺性のごとく、ダルマが制限者である場合、それは制限的ダルマ (avacchedaka-dharma) と呼ばれる³⁵⁾。一般に、「制限者」は制限的ダルマを意味する³⁶⁾。理由性、煙性、煙、山のあり方を次のごとく表すことができる。

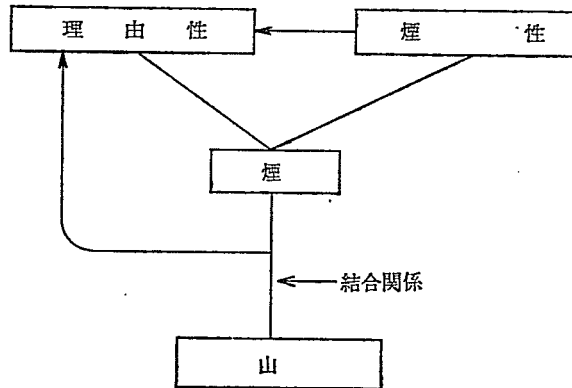


図7

制限的關係もまた関係項 (例えば、理由) の領域を明瞭にする。どのように明瞭化を行うかを理解するために、火 (所証) の煙 (理由) に対する関係 (「理由性」と呼ばれる関係)³⁷⁾を取り上げよう。この例では、一つの関係項は、理由即ち煙である。煙と山との間の結合関係が、先述の

推論式の場合で見たごとく、理由性の制限者である。ところが、煙は様々な関係に基づいて様々なものに存在しうる。煙は山に結合関係によって存在し、煙の全体 (avayavin) は煙の部分 (avayava) に内属関係によって存在し³⁸⁾、また、煙は時間の中に時間的關係 (kālikasambandha)³⁹⁾によって存在しうる。先に取り上げた推論の場合、結合関係によって存在する煙のみが理由でありうる。なぜならば、結合関係に基づく火の存在を山において証明するものは、結合関係に基づいて山に存する煙に他ならないからである。山における火の存在は、結合関係以外の関係に基づいて存する煙によって証明され得ない。というのは、例えば煙が内属関係で存する所には必ず火も存するということは真ではないからである。ニヤーヤ・ヴァイシェーシカ学派では、煙の一部分に煙全体が内属関係によって存在することが認められているが、その部分に火は必ずしも存在しない。結合関係以外の関係によって存在する煙は、理由性の制限的關係(結合関係)によって、理由という関係項から排除されている。理由性の制限的關係が、理由とその基体との間に結合關係の存在を許している。こうして、制限的關係は關係項である理由を、結合關係によって存するダルマのみに限っている。

理由性の制限的關係が、制限的ダルマ(壺性)と同じように、關係項(理由)を煙に限っているかどうかについて疑問が生ずるかも知れない。現実には理由性の制限的ダルマでさえ完全に關係項を限定することはできない。すでに見てきたごとく、理由性の制限的ダルマは關係項を煙に限ってはいる。しかし、關係項から、結合關係以外の關係(例えば、内属關係)によって存在する煙を排除することができない。そのような煙は、すでに見たように、理由では有り得ない。換言すれば、理由性の制限的ダルマは、理由性を有しない煙にも存在している。この意味で、理由性の制限的ダルマは關係項を、結合關係によって存在する煙に限ることができない。

理由性の制限的關係は、理由という關係項を厳密に煙に限ることができない。それは關係項を、結合關係によって存するものに限るだけである。もし關係項を明確にするために理由性の制限的關係のみが取り上げられたならば、煙以外のもの(例えば、山に結合關係によって存在する木、石、壺など)も關係項に含まれてしまうであろう。従って、關係項(理由)を、結合關係によって存する煙にのみ限るために、制限的ダルマと制限的關係との二種の制限者が必要である。

6

(b)存在性不定立關係が制限者である例は次の推論式を取り上げたときに見られる。「[この人は]財産を有している。Caitraであることの故に」(dhanī caitratvat)⁴⁰⁾と言う推論式では、推論が起こる主題 (pakṣa) は「この人」と呼ばれている人 (Caitra) であり、所証は特定の財産である。この場合、財産を關係從項と見なし、財産の所有者を關係主項と見なすとしよう。財産のその所有者に対する關係は「所有者性」(svāmitva) という語によって表される。所有者性

とは、〈主題〉である Caitra に存するダルマである。この関係によっては一つの関係項が他の関係項に存することができないので、この関係は存在性不定立関係である。

この場合の所有者性と呼ばれる関係は、Jagadīśa によれば、所証性の制限者である⁴¹⁾。上述の推論式を主張する人は、所有者性と呼ばれる関係の故に特定の財産が Caitra に属すると考えている。従って、彼にとって、この関係は財産が所証であるための論理的根拠である。即ち、財産が所証性を有する為の論理的根拠である。この意味で、この関係は所証性の制限者である。これまでに言及された Caitra, 所有者性, 財産, 所証性のあり方を次のように示すことができる。

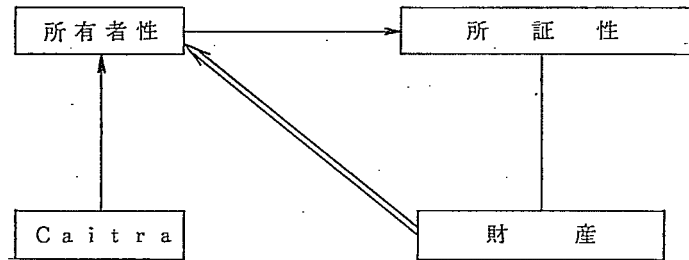


図 8 42)

壺師と壺の例では、二つの関係項（原因である壺師と結果である壺）と二つの関係（原因性と呼ばれるものと結果性と呼ばれるもの）が扱われたが、目下の制限者の例では、一つの関係項（所証、即ち、財産）と「所証性」と呼ばれる一つの関係のみが扱われている⁴³⁾。

7

これまでに行った考察から、以下の四点を結論づけることができる。

(1)制限者は関係項の領域を明確にすること（量化）によって、関係を特定する。例えば、因果関係という関係は様々なもの間に認められる。因果関係とその関係項について次の考察を行うことができる。原因を壺師とし、結果を壺とすれば、因果関係とは壺師と壺との間の因果関係なのであって、他のもの（例えば、機織師と布）の間に成立している因果関係ではない。さらに、関係項である壺師と壺とを任意のものとするれば、因果関係とは特定の壺師と特定の壺との間の因果関係ではなく、任意の壺師と壺との因果関係である⁴⁴⁾。このように関係項の領域を特定することにより、特定の因果関係に言及することができるのである。この場合、領域を特定される関係項は、被制限者の基体である。被制限者は関係的抽象体 (relational abstract) である。

(2)制限者は被制限者の存在についての論理的根拠である。この観点から、制限者には二種が認められる。(a)制限的ダルマと(b)制限的關係とである。制限的ダルマの条件は次の通りである。(a-i) 制限的關係を考慮しない限りにおいて、制限的ダルマの基体に被制限者は存在する。(a-ii) 制限的ダルマは、関係項を特定のものとして認識させるダルマである。(a-i)

に関して、制限的ダルマは被制限者の基体に関する接関係によって存在する場合があることを付け加えておく必要がある⁴⁵⁾。但し、そのような場合は非常に希である。

(3)制限者は、制限的ダルマであれ、制限的關係であれ、関係項(被制限者の基体)でないものまで関係項と見なすことを許してしまう。制限的ダルマについて言えば、被制限者の基体より多くの基体に存する。それ故に、一種類の制限者のみによって関係項を正確に確定できない。

(4)制限的ダルマと制限的關係とは共に機能することによって、関係項(即ち、被制限者の基体)の領域を正確に決定できる⁴⁶⁾。

文脈によっては、一つの関係項のみが問題とされる場合があることを念頭に置く必要がある。この場合には、一種類あるいは二種類の制限者が一つの関係項の領域を決定するために言及されるであろう。さらに、厳密には、一つの関係項を確定するためには二種の制限者が必要であるけれども、二つの関係項を確定するために必ずしも四つの制限者(一つの関係項の領域を決定するために一つの制限的ダルマと一つの制限的關係が必要とされる)が常に現れるわけではない。

「制限者」という概念がものに適用される場合、制限者、被制限者、それらに関わる諸ダルマのあり方は二つに分けられる。(1)制限的關係が存在性定立関係である場合と(2)制限的關係が存在性不定立関係である場合とである。

(1)の場合、次の図を描くことができる。

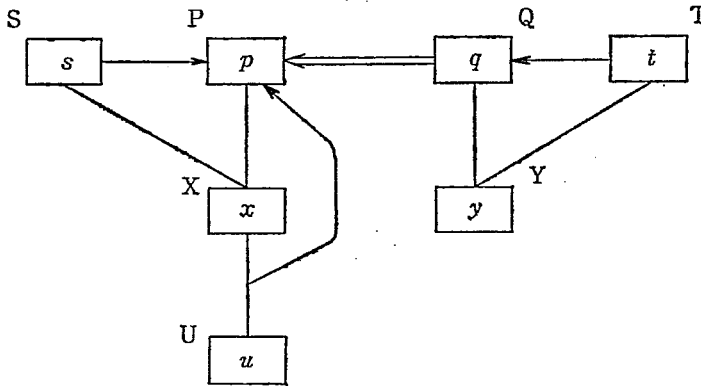


図9

x と y とは関係項である。 y の x に対する関係が' p 'と呼ばれ、 p は関係の抽象体である。 q もまた関係の抽象体である。 x と y とは、被保持者保持者の関係にあることもある。この二つの係項は一つの基体(即ち、 u)に存することもありうる。

長方形S, P, X, Uが示す構造は、制限的關係が存在性定立関係である場合、基本的である。この構造をA型と呼ぶことにしよう。

(2)制限的關係が存在性不定立関係である場合、次頁の図10を描くことができる。

図9, 10では、同一の記号は同一の機能を担っている。 m は関係の抽象体であり、 x の n に対す

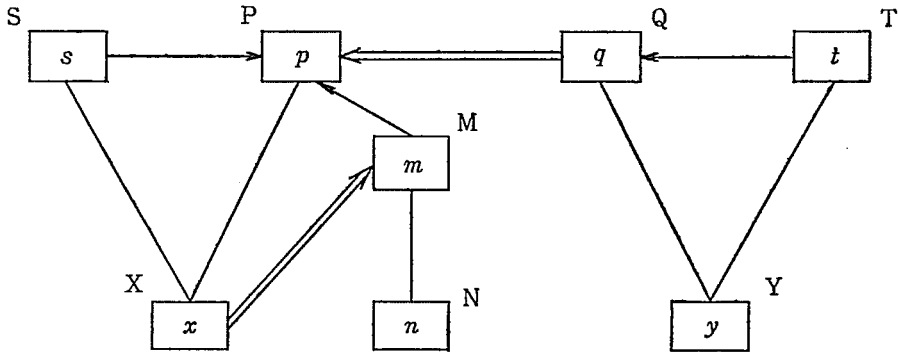


図10

る関係として言及される。 n と y の間には、存在性定立関係でも存在性不定立関係でも存在しうる。(n と y とは同一でありうる。)

長方形がS, P, X, M, Nが示す構造は、制限的關係が存在性不定立関係である場合、基本的である。この構造をB型と呼ぶこととしよう。

制限的ダルマと制限的關係とが現れる場合、A型またはB型の図を描くことができる。 p と q との二つの制限的ダルマと二つの制限的關係のあり方を示すために、二つの型が一つの図に収められる必要がある。図9において、 q の制限的關係が存在性定立関係ならば、A型が図の右側に現れる⁴⁷⁾。もしその制限的關係が存在性不定立関係ならば、B型が図の右側に現れる。図10において、もし q の制限的關係が存在性定立関係ならば、A型が図の右側に現れる。もしその制限的關係が存在性不定立関係ならば、B型が右側に現れる。このように、A型とB型の組合せには、AA, AB, BA, BBの四つが可能である。「AB」とは、A型が図の左側に現れ、B型が右側に現れることを意味する。従って、二つの関係項に対して四種の制限者が機能する場合には、AとBとの組合せによってできる四種の基本的な図を提示することができる。(完)

註

17) 拙稿「インド新論理学派における制限者 (*avacchedaka*) (1)」(『東海仏教』34, 1989掲載予定) 第2節参照。

18) [Ingalls 1951: 45]

19) 壺性を認識するために、壺性に存するダルマがさらに必要とされるかどうかという問題が生ずるかも知れない。もし必要ならば、壺の認識を説明するために壺性を、壺性の認識を説明するために壺性性 (*ghatatvatva*) を必要とし、ついには無限後退 (*infinite regress*) に陥ってしまう。その結果、壺の認識を確立することができない。この困難を避けるために、新ニヤーヤ学派は、壺性のような普遍は自身に存するダルマの助けなしで認識されると考えている。即ち、普遍はそれ自身で明示的に認識される。この理論によれば、壺の認識の根拠となるダルマを求める場合、普遍 (壺性) のレベルで探求を止めなければならない。[Bhattacharya 1976: 174-175]

壺性は、壺に存する限定者 (*viśeṣaṇa*) の中の一つであり、規定者 (*prakāra*) である。新ニヤーヤ学派では、規定者が x 性 (x -ness) であるということはその被限定者 (*viśeṣya*) が $\langle x$ 性の所有者 \rangle 即ち x として認識されていることを意味する。

20) *Nyāyabodhinī* (p. 25) では、壺性が結果性の制限者であることが述べられている。(*kāryatvavyāpyadharmo ghaṭatvādirūpadharmāḥ tadavacchinakāryatā ghaṭe.*)

- 21) このサンスクリット表現は, 'prthivītvam lakṣyatāvachedakam' (地性は被定義者性の制限者である [Nyāyabodhinī: 7]) 中の 'prthivītvam' を 'ghaṭatvam' に 'lakṣyatā' を 'kāryatā' に代置することによって得られたものである。
- 22) Nyāyabodhinī (p. 7) では, XがYの制限者であるとき, Yは於格語尾 (locative case-ending) を有する語によって表される。(yo dharmo yasyām avachedakāḥ sā taddharmāvachchinā lakṣyatā.) しかし, [Nyāyabodhinī II: 11] ではYは属格語尾 (genitive case-ending) を有する語によって表される。(yo dharmo yasya avachedakāḥ, sa taddharmāvachchināḥ. [Nyāyabodhinī II: 11])
- 23) [Nyāyakōśa: 84] [Ingalls 1951: 49] [Uno 1958: 332]. [Nyāyasiddhāntamuktāvalī: 364–365] は次のことを述べている。被制限者の存する領域より狭い領域に存するダルマは制限者ではなく, 被制限者の存する領域より広い領域に存するダルマも制限者ではない。このことから Nyāyasiddhāntamuktāvalī は, 制限者の基体と被制限者の基体は同一であることを主張していると考えられる。(guṇatvajātau kiṃ nāmam iti cet, idaṃ dravyakarmabhinne sāmānyavati yā kāraṇatā sā, kiṃciddharmāvachchinā, niravachchinakāraṇatāyā asamभवāt, na hi rūpatvādikam sattā vā tatra avachedikā nyūnādikadeśavṛttitvat.)
- 24) kambugrīvādimān nāstīti pratītyā kambugrīvādimattvāvachchinapratīyogitāviśayīkaraṇena gurudharmasyāpi avachedakatvasvikārād iti saṃkṣepaḥ. [Nyāyasiddhāntamuktāvalī: 245–246]
- 25) Nyāyasiddhāntamuktāvalī は, 制限者を決定するこのような基準を認めている。註23参照。例えば, <ほら貝の如き首を持つもの>の無が認識されている場合, 存在が否定されているものは<ほら貝の如き首を持つもの>として認識されているのであって, 壺として認識されているのではない。故に, 本文に述べられた基準によれば, 壺性ではなく, <ほら貝の如き首を持つものであること>が反存在性 (pratiyogitā) の制限者である。反存在性とは, 存在を否定されたもの, 即ち, 反存在 (pratiyogin) である<ほら貝の如き首を持つもの>に存する<反存在であること>というダルマである。
- 26) 註19参照。
- 27) 1頁参照。
- 28) 原因性と結果性の間には, 被表述者・表述者関係がある。拙稿「インド新論理学派における制限者 (I)」第3節参照。図6は結果性が原因性の表述者である場合のものである。
- 29) [Navyanyāya-Bhāṣāpradīpa: 16] [Ingalls 1951: 73] [Goekoop 1967: 3–5] [Matilal 1968: 49–51] [Guha 1979: 42–43]
- 30) この場合の結合関係は, 火に, <山に存在すること>即ち<山への存在性>を定立するという意味で, 存在性定立関係なのである。
- 31) この場合の結合関係は, 人に, <木に存在すること>即ち<木への存在性>を定立しないという意味で, 存在性不定立関係なのである。
- 32) 妥当な理由とは, 妥当な推論における理由である。
- 33) 註12参照。
- 34) Mathurānātha が Vyāptīpañcaka 中の第一定義 (sādhyābhāvavadavṛttitvam) に対する註の中で, 結合関係が理由性の制限者であると考えている箇所がある。(vṛttīś ca hetutāvachedakasambandhena vivakṣanīyā, tena vahnabhāvavati dhūmāvayave jalahrādādau ca samavāyena kālikaviśeṣaṇatādīnā ca dhūmasya vṛttāv api na kṣatīḥ. [Vyāptīpañcakarahasya: 94])
- 35) [Ingalls 1951: 47–52] [Uno 1958: 333–334]
- 36) [Ingalls 1951: 51]
- 37) 理由性というダルマは, 所証 (関係従項) の理由 (関係主項) に対する関係と見なされる。
- 38) 新ニヤヤ学派では, 全体は部分に内在すると考えられている。例えば, 布はそれを形作っている糸という部分に内在する。(kāraṇena paṭarūpasamavāyīkāraṇībhūtapāṭaṇa sahaikasminn arthe

tanturūpe 'rthe samavetaṃ sat samavāyasambandhena vartamānaṃ tanturūpaṃ paṭarūpaṃ prati kāraṇaṃ bhavati. [*Nyāyabodhinī*: 28]) 全体と部分との関係は内属関係である(註12参照)。

- 39) 時間的自連関係には二種類ある。任意の二つの無常なダルマの間に成立するものと、常住、無常を問わず、任意のダルマと無限定的時間(mahākāla)との間に成立するものとである[Matilal 1968: 43—44][Guha 1979: 49]。無限定的時間とは、あらゆる現象が生起する静的な場であり、その現象の時間的順序を決定可能にする場である[Bhaduri 1947: 183]。本文では、上に挙げた二種の時間的關係の内、後者が意味されている。
- 40) [*Jāgadiśi*: 157]
- 41) Jagadīśa は *Tattvacintāmaṇidīdhiti* の註である *Jāgadiśi* の中で所有者性(svāmītvā) が所証性の制限者であると明らかに考えている。彼が所証性の制限者に言及する場合、所有者性を取り上げている。(yadvā sādhyatāvachedakasambandhena pratiyogyasambandhitvaṃ hetumato vaktavyam. [*Tattvacintāmaṇidīdhiti*: 157] evaṃ—'dhanī caitratvāt' ityādau vṛtṭyanīyamakasvāmītvādisambandhena dhanādeḥ sādhyatāyām api tādrśasambandhāvachinnapratiyogitvāprasiddher ata āha,—yadveti. [*Jāgadiśi*: 157]) 所有者性が所証性の制限者であるという解釈は Vāmācarāṇa Bhaṭṭācāry 氏の註によっても支持される。(…svāmītvāsambandhena dhanasādhyakacaitratvahetau sādhyatāvachedakībhūtasvāmītvāsambandhāvachinnapratiyogitākābhāvāprasiddhyā…[*Vivṛti*: 157])
- 42) 財産の Caitra に対する関係が所有者性と呼ばれる場合、所有者性は財産によって表述され(nirūpita)うる。なぜならば、関係的抽象体(例えば、所有者性)は非関係的抽象体(例えば、財産)に表述されるからである[Ingalls 1951: 47]。
- 43) 「所証性」と呼ばれる関係にとって、関係主項が所証(財産)であれば関係主項は理由(Caitra であること)でも、主題(Caitra と呼ばれる人)でも、推論知(「この人は財産を有している」という認識)であってもよい。
- 44) この場合原因という関係項に全ての壺師が含まれ、結果という関係項には全ての壺が含まれているが、因果関係について言えば、「任意の壺師と任意の壺との間に成立する」とは言えない。任意の壺師にとっては複数の特定の壺が結果という関係項となるのみである。しかし、新ニヤーヤ派では全ての壺師が一方の関係項であり、全ての壺が他方の関係項であると考えられており、任意の壺師に複数の特定の壺が結果として対応するという「関数」的な思想が希薄である。
- 45) Raghunātha は、「[この部屋は]杖を有する者を有する。杖を有する者との結合の故に」(daṇḍimān daṇḍisamyogāt) という推論を扱う場合、杖を有するもの之間接的に結びつけられた杖性(棒性: daṇḍatva) が所証性の制限者であると述べている [*Tattvacintāmaṇidīdhiti*: 23]。この場合、杖性は杖に存し、杖は杖を有する者の手に存する。杖性は杖を有する者に杖を通して存するので、杖を有する者に「間接的に」存すると考えられている。
- 46) 制限者に関して、Matilal 氏は量化論理学(quantificational logic)に言及している。彼によれば、新ニヤーヤ学派の用いる命題または言明は量化記号(quantifier)を表現する語を持たないが、制限者の機能によって命題の量を明確にする[Matilal 1968: 77—78]。この見解には、本稿の結論から次の点を補足しておかねばならない。量化されるべき項は特定の関係項として認識されていなければならない。例えば、「壺師が壺を作る」という場合に、壺師は原因、壺は結果として認識されて初めて「壺師」、「壺」の量化が可能となる。というのは、新ニヤーヤ学派が名辭の量化を行う場合には(即ち、「制限者」という概念を用いる場合には)、関係的抽象体を表す「原因性」「結果性」というような語を必要とするからである。このような語を得るためには、項が「原因」「結果」というような関係名辭によって表現されるということが前提とされていなければならない。
- 47) 図9, 10は、長方形PとQの間の矢印によつて左右の二つの側に分けられる。

* 拙稿「インド新論理学派における制限者 (*avacchedaka*) (1)」は『東海仏教』34, 1989に掲載予定である。